

『罪証を隠滅すると疑うに足りる 相当な理由』について』再論

—— 「人質司法」と裁判官の責任について ——

藤井 敏明

はじめに

筆者は、法務研究第22号に『罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由』について』という小論（以下「旧稿」という。）を投稿した。旧稿では、株式会社プレサンスコーポレーションのY氏に対する業務上横領被告事件（以下「プレサンス事件」という。）並びに大川原化工機株式会社のO氏らに対する外国為替及び外国貿易法違反等被告事件（以下「大川原化工機事件」といい、プレサンス事件と併せて「本件各事件」⁽¹⁾という。）において保釈が長く認められなかった問題を検討の出発点としつつ、『罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由』（刑訴法89条4号。以下、刑訴法の条文については、条文の数字だけを示す。）や裁量保釈（90条）に関する条解刑事訴訟法（以下「条解」という。）の示す解釈について、批判的に検討した上、保釈実務の問題状況を考察してその改善策を提言した。

現職の裁判官等に旧稿の抜き刷りを送って、様々な感想や指摘を頂き、また、旧稿をきっかけとして報道機関による取材を受ける中で、検討が足りなかったと思われる点などについて補足したいと考えるに至った。

1 旧稿に対する感想や指摘

(1) 条解の記述と現在の保釈実務について

旧稿を送った先の複数の現職裁判官から、松本芳希判事（当時）による平成18年の論文「裁判員裁判と保釈の運用について」（ジュリスト1312号128頁。以下「松本論文」という。）以降、保釈実務は、条解の記述のように行われていないと思う旨の指摘があった。

すなわち、「松本論文後、『罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由』の判断の実質化が進んでいるように感じます。私が判事補の時代は、1号、3号などの事由がない事件でも、身柄の拘束が必要と考えられる事件では証拠調べ終了後も4号該当性を認め、保釈を許可しない事案もあったように思いますが、最近では、厳格に要件該当性を検討し、また、裁量による保釈も広く認めるようになってきていると感じます。』、『裁量保釈を認めるためには、釈放を相当とする特別の事情が必要であろう』との考え方は、現在の実務の主流ではないのではないかと思います。』、『保釈の判断（抗告等を含む）については、近時は実務上、条解の記述のような判断枠組みではなく、もっと柔軟にしているように思います。すなわち、裁量保釈について、各考慮要素

(1) 本件各事件の概要については、旧稿及びその注に引用した文献等を参照。

をいわば比較衡量的に検討しており、条解のように原則例外のような扱いにはしていないと思います。」「裁量保釈は『自由裁量』ではなく、一定の状況下ではむしろ裁量保釈を『認めなければならない』場合もあり、認めなければ上訴審で破られる、というのがむしろ私と同世代の（いわば松本論文以降の世代の）通常⁽²⁾の考え方ではないかと思うのです。」というのである。

地方裁判所の現場を離れて10年以上、高等裁判所を最後に定年退官した後でも既に4年余りが経過した筆者に対し、近時における保釈実務の実状について指摘してくれたことに感謝したい。あるいは、旧稿が、条解の法解釈を批判する形で、それに沿った（と筆者が考えている）現在の保釈実務の在り方を批判しているという印象を現職裁判官の方々に与えたのかもしれない⁽³⁾。いずれにしても、松本論文の功績により、近年は保釈要件の判断が実質化され、裁量保釈に関しても、平成28年に改正された90条の規定が適切に解釈適用されているとすれば、それは望ましいことであり、それと異なる条解の記述に疑問を投げかけた旧稿の意義は、その限度において減殺されることになる。

しかし、問題は、そのような松本論文以降の保釈実務の中で、なお、本件各事件に見られるような身

柄拘束が行われていることにある。とりわけ、大川原化工機事件で、進行がんにより亡くなられたA氏に関しては、その健康状態に照らし、常識的に考えて「罪証隠滅のおそれの程度」が高いとは考えられず、「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上…の不利益の程度」を具体的に考慮していれば、病変が発覚した時点で、短期間の措置としての勾留の執行停止（95条）ではなく、裁量保釈をすることができなかったのは何故なのだろうかという疑問は禁じ得ない⁽⁴⁾。これは、当該事件を担当した裁判官に対する疑問ではなく、そのような処理を生んでいる保釈実務の現状に対する疑問である。

しかも、問題は、A氏の関係のみに留まるものではない。本件各事件において、被告人として長期間の身体拘束を受けた方々の被った健康上、経済上、社会生活上及び防御の準備上の不利益の程度を具体的に考えると、それに比して、「被告人が罪証を隠滅するおそれ」の程度が重大であると評価して、起訴後7か月から10か月余りにもわたり、身柄拘束を継続する「正当な理由」（憲法34条）があったといえるのか。大川原化工機事件が、後に公訴が取り消されるような事件であったことは、問題を一層際立たせるが、仮に、そうでなく、被告人らが有罪になったとしても、同事件では、その刑の執行は猶予

(2) 感想等の引用に当たっては、趣旨を変えない範囲で、一部表現を変更し、省略したところがある。

(3) もしそうだとすれば、心外に思われただろう。しかし、筆者としては、条解の記述が裁判所の保釈実務に相応の影響を与えていると考えてはいたが、現職の裁判官が条解をマニュアルのようにしてそのとおりに保釈を運用している、とまで考えていたわけではない。

旧稿は、本件各事件における保釈に関する裁判の問題点を検討の切っ掛けとしている。しかし、裁判の適否を具体的に検討するためには、弁護士から提出された保釈請求書、検察官の意見書の他、裁判官が検察官から取り寄せた一件記録を読み込む必要があるが、それは筆者に可能なことではない。

そこで、旧稿では、裁判官が参照する可能性が高く、他の文献等にも影響がみられる条解の記述に基づいて、本件各事件における裁判官の思考過程を想定し、その上で、条解の記述を批判的に検討したものである。

(4) 病気の治療や葬儀への参列などの場合に一時的な勾留の執行停止が使われるのは通例であるが、がんが重篤な人で、しかも、一回目の短期間の執行停止では治療を受けられなかったにもかかわらず、なおも保釈せずに勾留の執行停止によるのは、事態に即した適切な対応とはいえないのではないか。もっとも、A氏の病状に関する検察官の主張や疎明資料がどのようなものであったのかが分からないので、一概に決めつけることはできないが。

される可能性が高かったと考えられる⁽⁵⁾。仮に有罪になったとしても、刑の執行は猶予されることが予想される事件でも、訴追された人は、裁判所の審理が円滑に進められるように、数か月間あるいはそれ以上にわたり、勾留という名の拘禁刑の執行に匹敵する身柄拘束を受け、人身の自由の侵害・制約を甘受しなければならないのか。また、無罪判決が確定したプレサンス事件も、Y氏の長期間にわたる身柄拘束によってY氏本人及びプレサンス社の被った損害は甚大なものとなっており、特別公務員暴行陵虐罪として取調べ検察官が訴追されるような取調べに基づく「共犯者」の供述に基づき訴追されたことにより、「罪証隠滅のおそれ」があるという理由で、刑罰である拘禁刑と同等、あるいは、終期が見えないことからすればそれ以上の苦痛と不利益を、裁判を受けるために甘受しなければならないのだろうか。

保釈の積極的な運用を提言した松本論文によって、保釈の運用は積極的になったとしても、なお以上のような状況がある。また、その表題が示すように、同論文が念頭に置いたのは、裁判員裁判の実施とそれに先立って導入された公判前整理手続である。そして、同論文が発表されたのは、平成18年（2006年）6月であり、公判前整理手続に関する改正法が施行されてから約半年という時点であって、同手続がどのように運用されていくのかは未だ分からない時期であった。

その後、公判前整理手続の運用が広く行われ、裁判員裁判対象事件以外でも、公訴事実⁽⁵⁾に争いがあれば、同手続に付されることが一般的になり、裁判員裁判の開始からも15年以上が経過した。現時点においては、松本論文が想定していたものと異なる現実があるように思われ、その点を踏まえ、現状における課題について改めて確認したい。

(2) 「会社ぐるみで行われた事件」における罪証隠滅について

旧稿に対する感想として、裁量保釈について、条解のいうような「特別の事情」を要求しない見解であっても、本件各事件のような「会社ぐるみで行われた組織的な事件」においては、「罪証隠滅のおそれの程度」は高いと考えられることから裁量保釈は認め難いのであり、本件各事件では、その点がポイントではないか、との指摘があった。

すなわち、裁量保釈について『「特別の事情」を要求しない見解であっても、4号該当性の高低は考慮するので、これらの事件では4号該当性が高いことから裁量保釈はできない、と判断するのではないかと思います。プレサンス事件では故意と共謀が、大川原化工機事件では故意が、それぞれ隠滅対象事実として想定されるところ、本件で問題になっている公訴事実はいずれも会社ぐるみ又はそれに準ずる形態で行われた組織的なものということになりますから、ご指摘のとおり、被告人らの地位に照らせば実際に口裏合わせは容易かつ効果的であり、既に作成されている検察官調書等の間隙をぬったものが可能、という判断を自分もしたのではないかと思います。』というのである。

この「会社ぐるみで行われた組織的な犯行」という点に関しては、松本論文においても、罪証隠滅が行われやすい類型の一つとして紹介されている。すなわち、「選挙違反事案、贈収賄事案、**会社ぐるみで行われた経済事犯等**では、共犯者や利害を共通にする関係者の間で、強制捜査の前から既に事件について口裏合わせなど罪証隠滅行為がなされていることがあり、起訴後保釈になると、当初と同内容の弁解がより詳細になされる例がある。」（同論文141頁。ゴシック体表記は筆者による）と指摘されている。

(5) 実際、同事件で被告人とされた方は取調官からそのように言われたと聞く。もっとも、それは被疑事実を認めれば執行猶予になるとほめかけて、自白させようとしたのかもしれない。

なお、いわゆる郵便不正事件で164日間勾留された元厚労省局長村木厚子氏も、取調べの際に、検察官から、「執行猶予がつけば大した罪ではない」と言われている（村木厚子『私は負けない「郵便不正事件はこうしておきた』』29頁）。

会社ぐるみで行われた経済事犯というのは、企業がらみの経済事件について、それが犯罪であることを前提とした表現であることには疑問もあり、また、本件各事件が、そのようなカテゴリーに当てはまるのかという問題はあろう。しかし、確かに、旧稿でも指摘したとおり、本件各事件で保釈の請求を受けた裁判官は、通常、事件の構造を見て、「共犯者との通謀は容易と考えられる上、関係者に働き掛けた場合、被告人らの企業内における高い地位に照らして、その効果は高い」(旧稿27頁)と考えるだろう⁽⁶⁾と思われる。

他方で、旧稿に対する感想の中には、本件各事件のような「企業活動に関わる事件」については、「検察官に求められる立証活動として客観的証拠(証拠物的な書類等)による事実の立証がどの程度必要なのか、その上で反証をどのような形で行うことが期待されるかといった点について、これまでのような(関係者供述の細部の信用性をめぐる争いに依拠した)精密な証拠調べの在りようを見直すすれば、関係者供述の細部の信用性をめぐる争いに依拠するような精密な証拠調べが必須といえるのか疑問があり、そのようなことを考えれば、当然、隠滅の対象となる罪証のイメージも変容するように思えます。」との指摘もあった。

上記指摘を敷衍すれば、これは筆者の深読みかもしれないが、企業活動の遂行過程で行われたとされる事件で、企業内で高い地位にある者が被告人となった場合に、関係者への働き掛けがあれば、その効果は高いという構造が想定され得るとしても、そのような事件における犯罪行為の立証は、企業活動の遂行過程で作成される客観的な書類等によるのが中心となるはずであり、口裏合わせのようなことを

行っても、客観的な書類等に示された内容やその合理的な解釈に反することは裁判所に信用されないから、罪証隠滅は実効的にできないのではないかと、⁽⁷⁾という趣旨に理解することができる。

以上は、それぞれが反対方向の議論であるが、本件各事件のような企業活動の遂行過程で行われたとされる事件で「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を考える上で、いずれも重要な指摘と思われる。しかし、旧稿においては、注(3)にも示したように、本件各事件を考察の出発点とし、それを念頭に置きつつも、それらの事件における保釈の裁判の当否を具体的に検討することは避けたため、企業活動の遂行過程で行われたとされる事件としての本件各事件の特質に即した考察が足りなかった。

そこで、企業活動の遂行過程で行われた事件という特質を踏まえた罪証隠滅のおそれに関する考え方について、改めて検討したい。

2 松本論文後における公判前整理手続と保釈の運用

(1) 公判前整理手続に関する松本論文における想定と現実の姿について

松本論文が発表された当時、筆者は地方裁判所の現場で裁判を担当していなかったが、被疑者国選弁護人制度の導入によって捜査段階に被疑者と接見できる弁護人は、起訴の時点までに被告人の言い分を聴取する機会があるから、起訴後に検察官による請求証拠及び類型証拠の開示が行われれば、それらの開示を受けた後、検察官が起訴、不起訴を決定するのに要するのと同じ程度の期間で、事実上、法律上の主張を準備することができ、裁判所においても、特別な場合を除けば、起訴からせいぜい1、2か月

(6) しかし、旧稿では、事件の構造によって、そのような証拠隠滅の客観的可能性があると考えられるとしても、さらに、罪証隠滅の主観的可能性や実効性が問題となるのであって、より踏み込んで具体的に検討した場合に、保釈条件に違反して保釈が取り消されるリスクを冒して被告人が関係者に接触し、その働き掛けに応じて関係者が偽証をし、その結果、裁判所が判断を誤るという可能性がどれほどあるのかということを具体的に考える必要があるのではないかと指摘した(旧稿30頁以降)。

(7) ちなみに、プレサンス事件では、そのような客観的な文書が決定的な証拠となったと考えられる。

程度で争点及び証拠の整理ができるのではないかとイメージしていた。

これに関連して、松本論文においても、公判前整理手続における証拠開示、主張明示義務、証拠制限等に関する諸規定を説明した上で、「公判前整理手続を経由することによって争点・証拠の整理が早期に確定することは、事実上の効果として、罪証隠滅の余地を相対的に減少させることにつながると考えられる。」(149頁)とされている。

ところが、現実には、筆者の前記予想は大幅に外れ、平成21年4月に地方裁判所に配置され、公判前整理手続が継続中の事件を引き継いだところ、検察官の証拠開示は遅々として進んでおらず、数週間ごとに開く打合せでも、その都度、「類型証拠の開示は未了である。」という報告を繰り返されるという経験をした。先任の裁判官は、公判前整理手続は時間ばかりかかって、使い勝手が悪いと述べていた。要するに、松本論文にあるような「公判前整理手続を経由することによって争点・証拠の整理が早期に確定する」ということは現実化せず、それは幻想に過ぎなかった。

その後、裁判所の要請などもあり、検察庁では、証明予定事実記載書等の提出や証拠開示の迅速化が進められたが、それでもなお、公判前整理手続に数か月を要するのは普通で、精神鑑定を要する事件などでは、1年を超えることもある。そして、多くの場合、公判前整理手続の開始決定がされても、正式の公判前整理手続期日を開く前に、事実上の打ち合わせを重ね、その過程で検察官の証明予定事実記載書や証拠請求書の提出及びこれらに対する弁護人の方針の聴取などが行われ、開始決定から第1回公判前整理手続期日までに数か月を要することもある。

また、主張の変遷によって被告人に不利となることを警戒し、あるいは、証拠制限（316条の32第1項）に対する考慮などもあるのだろうが、弁護人から予定主張等が出されるまでには相当の期間がかかり、争点と証拠の整理は、手続の最終盤に公判期日が迫った段階で行われることも多い。

さらに、平成28年の法改正もあり、公判前整理手続は、公訴事実と争いのある事件では、広く行われるようになった。そのため、本件各事件がそうであるように、裁判員裁判の対象事件でなく、89条1号の権利保釈除外事由に当たらないものや、事案の性質上、有罪となっても実刑に処せられる可能性の低い事件などを含め、公判前整理手続中に行われる保釈の請求に対し、「罪証隠滅のおそれ」を理由として、権利保釈はもちろん、裁量保釈も行われず、身柄拘束が数か月に及ぶという事態が生じることとなった。

(2) 公判前整理手続中の保釈請求とその判断について

本件各事件では、公判前整理手続中に多数回にわたる保釈請求が繰り返し却下された。これには、旧稿で指摘したような、罪証隠滅のおそれに関する解釈や裁量保釈の運用上の問題が関係していると思われることに加え、次のような構造的な問題が関係しているものと考えられる。

すなわち、第1に、公判前整理手続において争点と証拠の整理が進むことが、「罪証隠滅の余地を相対的に減少させる」という松本論文で指摘された想定あるいは理念が、実際には、それとは反対の方向に作用し、公判前整理手続における争点と証拠の整理が進まなければ、罪証隠滅のおそれが低下しないから、保釈は適当といえないという運用になってい

(8) これは、裁判員制度が導入される以前の五月雨式審理においては、起訴状一本主義の下、公判審理で証拠調べが相当程度まで進展しないと争点が定まらない場合があったことを念頭に置いたものではないかと思われる（五月雨式審理の姿については、拙稿「裁判員制度の成果と残された課題」刑事法ジャーナル第81号43頁参照）。そうだとすると、第1回公判期日前に争点と証拠の整理が確定することによって、罪証隠滅のおそれを理由とする長期間に及ぶ勾留の継続は不要になると考え、現在のように公判前整理手続に長い期間を要するために、第1回公判期日前における勾留が長期化することは想定していなかっただろう。

る面があるのではないか。

旧稿に対する感想の中にも、松本論文は実務に大きな影響を与えたが、「逆に証拠意見が未了である、予定主張が未提出であるといった要素を罪証隠滅の可能性に結びつけるステレオタイプな発想」を生んでいるのではないかと指摘もあった。

なお、この点に関し、条解の89条4号の解説では、罪証隠滅のおそれは、60条1項2号のそれと理論的な意義では差異はないが、その具体的な判断方法は、手続段階の特質を反映したものとなる、とした後、「公判前整理手続が行われた事件においては、同手続により整理された争点と立証の予定を前提として、被告人を釈放した場合、なお客観的に罪証隠滅行為の余地があるか、被告人に主観的な罪証隠滅の意図が認められるかなどを具体的に検討することになる。」と記述されている⁽⁹⁾。これは、公判前整理手続が完了した後における罪証隠滅のおそれに関する考え方を示す趣旨なのかもしれないが、この記述により、裁判官によっては、公判前整理手続で争点と証拠の整理が完了した段階に至ることによって、初めて罪証隠滅のおそれの減少が考えられるのであり、少なくとも相当程度まで争点と証拠の整理が進まなければ、罪証隠滅のおそれは減少しないと趣旨に解釈する可能性があるように思われる⁽¹⁰⁾。

第2の問題は、被告人の勾留が継続している限り、保釈の請求は何度でもできるが、同じ理由による請求の蒸し返しが許されるわけではないから、前回の却下決定を前提に、それ以降に生じた事情変更により、前回の決定を覆して保釈を適当とする新た

な事情が生じたと認められなければ、保釈される可能性はないという構造である。

公判前整理手続が存在しなかった時代においては、起訴直後の保釈請求が却下されても、起訴から1、2か月後に開かれた第1回公判期日やその続行期日で、共犯者などの重要証人の証人尋問が実施された後には、当該証人に対する働き掛けによる罪証隠滅のおそれが減少したとして、事情変更が認められ、裁判所によって、被告人が保釈される可能性があった⁽¹¹⁾。これに対し、現在のように、公判前整理手続が行われると、同手続が継続する間に事情変更といえるような事態が生ずる可能性は乏しく、そのために、保釈請求の却下が繰り返されるという問題を生ずる。すなわち、公判前整理手続の開始決定が行われると、検察官は証明予定事実記載書及び証拠調べ請求書を提出するが、これを受けた弁護人は類型証拠の開示請求を準備し、類型証拠が開示された後にそれらを慎重に検討してから、事実に関する具体的な主張や請求証拠に対する意見を述べる場合が多い。そうすると、起訴後の早い時点で保釈請求を受けた担当裁判官としては、検察官の反対意見、すなわち、被告人・弁護人の主張も証拠意見も提出されておらず、事実及び証拠に関する整理は何らなされていない段階であり、罪証隠滅のおそれの程度は高い、との意見に理由があると考え、権利保釈はもちろん裁量保釈も認めないことになる可能性が高いであろう。そして、争点と証拠が整理されるのは、多くの場合、公判前整理手続の終盤であるが、それまでの間に、従前の却下決定を覆す理由となるよう

(9) 平成21年の〔第4版〕から令和6年の〔第5版増補版〕まで変更されていない。

(10) 似たような懸念は、条解のその直前の記述についてもいえる。すなわち、「公判が始まり、被告人が冒頭手続で公訴事実を認め、検察官証拠のすべてに同意し、その取調を終えるに至ったときは、罪証隠滅のおそれが減少したとみられる場合が多いであろう。」とされているが、それは、自白事件で、第1回公判期日が開かれ、検察官請求証拠に全部同意し、かつ、その取調べが完了するまでは、罪証隠滅のおそれは減少しない、との趣旨に読まれる可能性がある。それが、松本論文以前の時代における実務をそのまま表現しているのかもしれないが、この記述を読んだ裁判官の中に、「否認事件の場合には、起訴後、公判が開始しても、罪証隠滅のおそれは減少しない」という趣旨に理解して運用する者がいるのではないかと懸念がある。

(11) 現実には、前記1(1)の冒頭に引用した現職裁判官の指摘にあるような実態があったとしても、手続の構造としては、このようなことが言えた。

な事情変更としては、被告人・弁護人の主張や証拠意見が示されるにつれて、罪証隠滅の対象となる証拠が絞られ、あるいは、検察官の証明予定事実における主張の一部を争わないとする被告人・弁護人の意向が示され、請求証拠の一部に同意されるといったような事柄などに限られるであろう。しかし、事実上争いのある事件では、弁護人が、検察官の主張の一部を認めたり、請求証拠の一部に同意したりすることに消極的な場合も多いし、特に、核心的な事実と証拠については、公判前整理手続が完了しても争われるはずであるから、周辺の事実について検察官の主張を認め、その関係証拠が同意されても、それによって罪証隠滅のおそれが客観的に大幅に減少したとはいえないはずである。また、勾留期間が長くなり、被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛上の不利益の程度が増大したと弁護人が主張しても（大川原化工機事件のA氏のように重大な疾患が発覚して速やかな治療の必要があるといったような特別の場合を除けば）、身柄拘束の状態が継続することにより、質的に異なる新たな不利益が生じることは通常は考え難いから、前の却下決定を覆すほどの大きな事情変更と認められることは少ないものと思われる。

このような構造によって、公判前整理手続中における保釈請求は、却下される可能性の高い初期段階における請求以降、何度も繰り返し却下され続けてしまう可能性があるのではないだろうか。

もっとも、現実には、公判前整理手続が進んで争点と証拠の整理が相当程度まで進んだ段階になれば、裁量保釈がされることはあるだろう。それ自体を消極的に捉える必要はないが、最も核心的な証拠である証人に対する働き掛けの可能性は残るのに、争点と証拠の整理が進んだことによって、それまで保釈却下の理由としていた罪証隠滅のおそれが本当に減少したといえるのだろうか。すなわち、そのよ

うな段階において裁量保釈を認めることが行われているとすると、実際には、争点と証拠の整理が進んだから保釈するのであって、それにより罪証隠滅のおそれが客観的、実質的に減少したから保釈するわけではないのではないかと。そうだとすれば、争点と証拠の整理を進めるために被告人の身柄を拘束していたことになるし、最も核心的な証拠である証人に対する働き掛けの可能性が残されていても保釈するのであれば、もっと早い段階で保釈することもできたはずである。

(3) 軽微な傷害・暴行事件で起訴後約9か月間勾留された事案について

以上に述べてきたような公判前整理手続中における保釈請求手続の構造を背景として、軽微な傷害・暴行事件であるにもかかわらず、起訴後約9か月⁽¹²⁾にわたる勾留が継続された事件がある。

その事件で、被告人は、保育園児Aに対し「全治まで数日間を要する顔面うっ血による点状出血の傷害」を与え、同Bに対し「背後からその足を足で払って同人を倒し、床に着座して背後から両足で同人の両足を挟み、両腕を同人の頸部と腹部に回して締め付けながら、同人の身体全体を激しく揺さぶる暴行」を加えたという事実で起訴され、当初の起訴から第1回公判期日後に保釈されるまで、約9か月間にわたって勾留された。審理の結果、無罪判決が下され、控訴されることなく確定した。前述のとおり大川原化工機事件でも、仮に被告人が有罪となったとしても刑の執行は猶予された可能性が高いと考えられるが、上記事件は、事実上争いがなく示談が成立すれば起訴されないような事件だろうし、起訴されたとしても略式手続により罰金で終わる可能性が高く、正式裁判となって最も重い処分として懲役刑に処せられたとしても、通常、刑の執行が猶予される事案であったと考えられる。

そのような、有罪になっても実刑になるとは考え

(12) これも後述の「人質司法」の一種といえるだろう。

(13) 東京地裁立川支判令和7年4月11日・LLI/DB判例番号L08030075・LEX/DB25622516

難しい事案で、公訴事実を争うと、起訴後約9か月間も勾留されるということは、罪を犯していないのに、被告人として逮捕・勾留・起訴されたことによって処罰を受けたのに等しく、理不尽なことである。このような事態は、前記のような公判前整理手続中の保釈請求に対する判断の構造によって生じたものと考えられる。⁽¹⁴⁾

このような、実刑に処される可能性が乏しい軽微な事案では、被疑者勾留の必要性についても疑問はあるが、勾留の上で起訴された場合でも、保釈請求を受けた裁判官においては、事案の性質を見て、仮に有罪となったとしても実刑となる可能性が低いことを見越して、起訴後の早い段階で裁量保釈をすべきであり、そうしなければ、上記のような不条理な事態が繰り返されることになる。

3 「企業活動の遂行過程における事件」と罪証隠滅

(1) 企業活動の遂行過程における事件と「罪証隠滅の客観的可能性及び実効性」について

本件各事件のうちプレサンス事件は、その本業である不動産取引の過程で行われた犯罪として、また、大川原化工機事件は、噴霧乾燥機のリーディングカンパニーである同社がその製品を輸出する過程で行われた犯罪として、それぞれ立件されたものであり、いずれも、企業活動の遂行過程における事件といえる。⁽¹⁵⁾

ところで、一般的に、企業活動は、一定の企画と

その実行という形で遂行されるものと考えられるが、そのような企画とその実行に関する関係者間の意思疎通においては、企画書や活動の方針に関する電子メール等を含む文書が作成されて利用されることが多いと考えられ、しかも、今日では、文書は、通常、コンピュータを使って作成され、デジタルデータとして企業のサーバーコンピュータやクラウドサーバー等に保存されるであろう。これは、例えば、口頭による共謀の上、目撃者のいない場所で実行される殺人などの場合と証拠の構造が本質的に異なっており、企業活動の遂行過程における事件では、デジタルデータとして保存された文書という客観的な証拠の存在とその内容が重要であり、故意や共謀といった主観面の立証も、そのような客観的な証拠に基づいて行われるところが多いのではないかと考えられる。そして、本件各事件のように企業活動の遂行過程における犯罪の嫌疑に基づき捜査が行われる場合、捜査機関は、通常、任意捜査によって、時間をかけて関係者の説明を聴取し、関係資料の提出を促すなどするものと考えられ、強制捜査に及ぶ前には、文書やデータ等の資料を広く収集し、その文書やデータ等の作成者や受領者等から、文書の内容、趣旨に関する供述を得ているのが通常と考えられる。⁽¹⁶⁾ なお、令和7年の刑訴法改正により、電磁的記録提供命令(102条の2)が創設され、捜査機関は、令状を得て、電磁的なデータを保管している者に対し、オンラインでの提供や記録媒体への記録を命ずる強制処分を使えるようになった。

(14) なお、当該事案では、起訴直後頃に保釈請求が却下された後、公判前整理手続が終わるまで、弁護人から、新たな保釈請求はされていないようである。事情変更がなければ保釈される見込みはないが、保釈を得るために妥協して証拠に同意することもできないと考えたのではないかと思われる。

(15) 本稿においては、本件各事件を検討のきっかけとしているので「企業活動」とするが、例えば、いわゆる郵便不正事件のような、官庁組織における業務の遂行過程で犯罪が行われたとされる事件の場合においても、以下と同様の考慮が可能と考えられる。

(16) 旧稿に対する意見として、近年は被疑者が取調べにおいて黙秘権を行使する場合が増加しており、そのようなときは、捜査段階で十分な証拠収集がなされていないため、起訴後に被告人を釈放した場合に罪証隠滅が奏功する可能性があるのではないかと危惧を指摘するものが一部にあった。しかし、企業活動の遂行過程における事件の場合、本文のような任意捜査が行われる中で、被疑者や関係者から黙秘権が行使されることはまれなことと思われ、実際、本件各事件において、そのようなことは見られない。本文のような任意捜査を経た事件で、身柄拘束後の取調べの際に黙秘権が行使されることによって、上記のような危惧すべき状況が実際に生ずるのかは疑問である。

ところで、裁判所が、供述証拠の信用性を判断する上で最も重視するのは、供述内容と客観的な証拠との整合性（証拠の裏付け）である。収集された文書が供述の客観的な裏付けになるかどうかは、その文書を合理的に解釈したときの意味が供述内容と整合するかどうかによることになる。換言すれば、文書やデータの趣旨についての関係者の説明は、その文書に示された意思の合理的な解釈に照らして信用性が判断される。客観的な資料の趣旨に関する捜査段階における関係者の説明が合理的なものであれば、検察官は、公訴事実を適切に構成して訴追することができるだろう。そのような事案であれば、起訴された被告人が、保釈された後に、関係者に対し、自己の主張に沿った真実に反する説明に改めるように働き掛け、これに応じた供述が行われたとしても、それは、客観的な資料にそぐわない不合理なものとなるはずである。反対に、捜査機関が、上記のような客観的な資料を軽視し、押収した客観的な資料に関する関係者の説明を、捜査機関による事件の見立てに沿った、実態と異なるものに歪めて証拠化した場合、あるいは、見立てに沿わない供述は信用できないとして証拠化もしないような場合、⁽¹⁷⁾ 公判審理において、関係者からその供述を録取した書面と異なる供述がされたときに、その説明が資料の意味内容を合理的かつ自然に説明するものとなって、裁判所の容れるところとなる可能性がある。そのようなことがあった場合、それは、不当な罪証隠滅の結果によって裁判所の終局的判断が誤ったのではなく、捜査機関の見立てが誤っており、捜査段階から行われていた真実に沿った被疑者や関係者の説明が、信用できないものとして捜査官に無視されて

いたということである。

以上のように考えると、企業活動の遂行過程における事件で、客観的な文書等が存在し、立証において、それらが決め手となる場合、企業における被告人の立場により、関係者に口裏合わせに応じさせることが可能と考えられるような構造ないし人的な関係が想定されるときも、それによって、裁判所の終局的な判断が誤ったものになる可能性が現実的、具体的に高いといえるのかは疑問があり、選挙違反事案、贈収賄事案などのように書面等の客観的証拠の乏しい類型の事件と並べて、企業活動の遂行過程における事件で罪証隠滅のおそれが高いと定型的に考えることが適切といえるのか、再考が必要なのではないかと思われる。⁽¹⁸⁾

(2) 企業活動の遂行過程における事件の特殊性

さらに、企業活動の遂行過程における事件の特殊性として、企業のトップやそれに近い幹部が身柄を拘束された場合、そのことにより被告人が個人として受ける不利益に加え、被告人の経営する企業に及ぼす企業活動上の不利益が甚大なものとなることがある。プレサンス事件のY氏は、プレサンス社の経営が致命的な打撃を被ることを避けるために代表を辞任し、その保有する株式を全て譲渡せざるを得ない状況に追い込まれた。これは、Y氏にとって、甚大な経済的不利益であるが、プレサンス社にとってもY氏が長期に身柄を拘束されたことにより存続の危機を生じるほどの不利益であったであろう。また、大川原化工機事件においても、同社の収益は大幅に減少したというのであり、残された社員の努力により倒産には至らなかったというが、社長や最高幹部が犯罪の嫌疑を受けて訴追された上、そ

(17) 捜査官が、その見立てに沿わない、あるいは事件の立件に使うことのできない供述は調書にしないことは、一般的にみられるところであろう。立証の役に立たない被疑者や関係者の弁解は調書にする必要がないという基本的な考え方と思われる。大川原化工機事件で違法な公訴提起が行われた原因の一つは、そのような検察庁の取扱いであろう（令和7年8月7日最高検察庁「噴霧乾燥機の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜査・公判上の問題点について」12頁参照）。

(18) 以上の考察によると、企業活動の遂行過程における事件で被疑者を逮捕・勾留する理由やその必要性にも疑問が生ずることになるが、本稿では、その点につき、さらに立ち入った検討はしない。

の身柄の拘束が長期わたり行われていることは、同社の信用、経営にとって、甚大な打撃であっただろう。

企業活動の遂行過程における事件で企業幹部である被告人の保釈請求を受けた裁判官としては、既に述べたような客観的証拠の存在及びその任意捜査段階からの収集という点を踏まえるとともに、このような類型の事件においては、もっぱら犯罪活動を行うために企業の形態を装っているような場合はともかく、正常な社会経済活動を行っている企業の幹部の身柄拘束が継続することにより、企業の経営に与える打撃という不利益について、個人が犯した犯罪の場合と質的に異なるものがあることを認識する必要があると思われる。

4 「人質司法」について

(1) 旧稿で「人質司法」という文言を封印した理由

本件各事件に関する論考やマスコミの報道等においては、事実を争う被告人の保釈が許可されない「人質司法」の問題として批判されることが多い。実際、本件各事件の被告人となった方達が公訴事実を認めていたとしたならば、保釈請求に対し、検察官は反対する意見を述べず、裁判官は保釈を許可していただろう。「人質司法」と批判される所以である。

「人質司法」という表現は、元々は刑事司法に携わる弁護士等が使用する業界用語であったが、おそらく、当時厚生労働省の局長であった村木厚子氏が巻き込まれた、いわゆる郵便不正事件の頃から、マスコミ等においても頻繁に使われるようになり、最近では、多くの国民の知る一般用語となっている。

筆者は、旧稿の本文においては、「人質司法」という用語は使用しなかった。その理由は、旧稿を執筆した動機が、本件各事件において被告人らの保釈が長期間にわたり認められなかった問題の原因とそれを改善する方策について考察し、それに基づい

て、現職裁判官に、保釈の運用を改善してもらいたいと考えたことにあり、そのためには、現職裁判官が抵抗感を覚える可能性のある表現は避けた方がよいのではないかと考えたものである。

旧稿は現職裁判官層にもある程度は知られたと考え、本稿では、「人質司法」について、取り上げることにした。

(2) 「人質司法」批判と裁判所のスタンス

松本論文は、「人質司法批判は、被告人に事実を認めさせるために保釈をしないと決めつけるもので、誤りというほかない。事実を争わせないようにするために保釈をしないということは決してない。罪証隠滅のおそれが認められ、裁量保釈も適当でないと判断されるから、保釈を却下せざるを得ないのである。」(同論文141頁)として、人質司法批判に反論している。

これは、裁判所の公式的な見解に沿うものといえるだろう。例えば、郵便不正事件を契機として設置された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、在野法曹の委員等から「人質司法」批判が行われ、その対策として、「勾留要件や保釈要件につき否認や黙秘をしていることなどから不利益な取り扱いをしないことを法律上明確にすべきである」などと主張されたのに対し、最高裁の係官は、裁判官は犯罪の内容とか罪の重さというのを見た上で、罪証隠滅の客観的、主観的な可能性の程度などを総合的に考慮し、具体的かつ現実的に罪証隠滅の危険性があるのかと検討して罪証隠滅のおそれを判断しているのであって、事実を否認したり、黙秘したりするから直ちに罪証隠滅のおそれを認めているわけではないとし、委員であった元裁判官も、裁判官は身柄の拘束については非常に重大なことであるということを考えて慎重に比例原則を踏まえて要件判断をしており、その当否については準抗告や抗告等の手続によって判断の適正が確保されるようになっているなどとして、明文化の必要性など

に疑問を呈している。⁽¹⁹⁾これらの意見は、勾留、保釈の運用の在り方に大きな問題はないとして、上記のような明文化の求めに消極的な姿勢を示すものであり、「人質司法」批判を正面から否定するものとはまではいえないかもしれないが、裁判官は、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれという勾留要件や保釈要件について具体的かつ現実的に判断しているのであって、被告人に事実を認めさせるために勾留したり、保釈しなかったりするわけではないとする点において、松本論文と同旨の主張といえるだろう。

(3) 検察庁のスタンスと「人質司法」を明言する検察官

検察官は、一件の共犯事件において、事実を認める共犯者の保釈請求に対しては「しかるべく」の意見を述べながら、事実を争う共犯者の保釈請求に対しては、しばしば、「不相当であり、却下されるべきである」などとする反対意見を述べる。検察官は、何故、被告人が公訴事実を認めるか否かによって、意見を区別するのだろうか。

おそらく、検察庁の公式的な見解は、裁判所の場合と同様に、罪証隠滅（や逃亡）のおそれがある被告人の保釈請求があれば、検察官としてはその旨を指摘して保釈に反対する意見を述べざるを得ないのであり、なお、保釈の許否は裁判官の権限であり、通常、適切な判断がされている、というようなところであろう。

しかし、前述の郵便不正事件の捜査指揮をした大坪弘道元大阪地検特捜部長は、その著書において、次のように述べている。

「否認する被疑者の保釈を阻み、長く拘置所に閉じこめておくのは、検察の常套手段である。これを人質司法という。否認を続けると保釈が容易に認め

られず長く勾留されてしまうのでは……という被疑者の不安・恐怖心理を利用し、自供を迫る。それをほのめかすか、暗黙のうちにやるかは人それぞれだが、これは検察官の大きな武器である。弁護士接見の拡大、被疑者国選弁護人制度の導入など、検察に対して種々の掣肘が加えられる中であって、ある意味で検察に残された唯一のカードがこの人質司法である。⁽²⁰⁾」。

これは、刑事弁護に携わる弁護士や、この仕組みによって事実と反する本意な供述をさせられたと主張する人達、さらには、マスコミ関係者等から批判される「人質司法」という自白獲得のためのシステムが現に存在することを検察官が明言したものである。

(4) 事実を争う被告人の保釈に検察官が反対する理由

事件を起訴し、あるいは、その公判を担当する検察官は、被告人の身柄が拘束され続け、罪証隠滅や逃亡を心配しないで済む状態で審理が行われることが望ましいと考えるだろう。特に、立証において重要な関係者が捜査段階で行った供述と異なる供述を公判でした場合に立証上の負担が重くなることから、被告人が釈放されてその者の供述に影響を及ぼすことは、極力避けたいところであろう。しかし、そのような検察官の都合のみで、有罪判決を受ける前の被告人の身柄拘束が正当化されるわけではない。

公訴事実を争う被告人の保釈に反対する際、検察官は、その意見書で主張されるように、釈放された場合に被告人による「罪証隠滅のおそれ」があり、そのため終局的な判断が誤ったものとなる可能性があると実際に考えているのだろうか。

(19) 新時代の刑事司法制度特別部会の第17回会議事録35頁、37頁、資料59参照。

(20) 大坪弘道「勾留百二十日」282頁。なお、郵便不正事件を契機として、取調べの録音録画制度という新たな「掣肘」が検察に加えられたから、「人質司法」という「大きな武器」、「カード」の重要性は、検察にとって一層顕著になったものといえよう。もっとも、取調べの録音録画制度と同時に平成28年の刑訴法改正で合意制度（350条の2以下）が創設されているから、「人質司法」が「検察に残された唯一のカード」ではなくなったものといえる。

前記のように、検察官自身が、「人質司法」の仕組みが「検察官の大きな武器」であると明言していることを踏まえると、罪証隠滅のおそれがあるとして保釈請求に反対する意見を検察官が述べるときの、その真意について、次のような疑いが生ずることは否定できない。すなわち、罪証隠滅のおそれを実際には深刻に懸念していなくても、「検察官の大きな武器」である「人質司法」のシステムを一般的に維持すべきものとする組織的な方針があるから、否認する被告人の保釈について、担当検察官は、反対意見を述べ、その理由に使える何らかの事情を見つけ出し、それを展開しなければならないという立場にあるのではないか。

5 「人質司法」と裁判官の責任

(1) 「人質司法」システムと裁判官の判断

前記のように、裁判所は、我が国の刑事司法が「人質司法」であるとの批判を受け入れていない。

しかし、釈放すれば逃亡するおそれ大きいと考えられる事件であればともかく、そのような場合でなくても、検察官が事実を争う被告人の保釈にほぼ常に反対する理由を考えたとき、元大阪地検特捜部部長という地位にあった大坪氏による、「人質司法」に関する前記のような発言をどのように考えるべきだろうか。同氏が、自分を訴追した検察庁に対する怒りその他何らかの動機から、検察庁を貶めるためにありもしないことを書いたとは合理的に考えられない。前記の記述は、大坪氏の保釈に検察庁は何故反対し続けるのか、という配偶者からの問い掛けに対して、最高検は自分が被疑者に対してやっていたのと同じことをやっていると説明し、泣き言を言うなど叱ったという記述に続くものであり、その後には、自分が「人質司法」を使ってきた立場から、自分の保釈について最高検に「人質司法」のカードを使われても文句は言うまい、とする同氏の決意が記述されている。

そうすると、前述のように「人質司法」批判を否

定する裁判所の立場においては、「否認を続けると保釈が容易に認められず長く勾留されてしまうのでは……という被疑者の不安・恐怖心理を利用し、自供を迫る」ことが「検察官の大きな武器」であっても、それは取調べの在り方の問題であり、裁判官は、「検察官の大きな武器」の使用を可能にするために保釈を認めないわけではなく、あくまでも、釈放された被告人が罪証隠滅を行って正しい裁判が行えなくなることを防止するために保釈請求を却下せざるを得ないのである、と説明することになるだろうか。

それとも、さらに踏み込んで、事案の真相を解明するため、被疑者の取調べは重要な捜査手段で、多くの場合、被疑者は、自己に不利益な事実を容易に認めようとしないのでから、捜査官が、取調べにおいて、強制、拷問、脅迫などを用いることは許容されないとしても、否認や黙秘を続けると保釈が容易に認められず長く勾留されてしまう、という仕組みを利用して供述を得ることは許容される、と説明するだろうか。

以上は、前述のような裁判所の公式的な見解と総合的な説明として考えられることである。

ところで、裁判所の現場で、保釈請求事件を担当する裁判官の多くは、元大阪地検特捜部長の前記述懐などは、通常、念頭になく、上記説明のようなことも考えず、ただ、あくまでも、当該事件において、検察官が主張する「罪証隠滅のおそれ」の存否とその程度について愚直に判断しているのではないかと思われる。

しかし、「人質司法」がシステムとして機能すれば、「否認を続けると保釈が容易に認められず長く勾留されてしまうのでは……という不安・恐怖心理」によって、身柄拘束から一刻も早く逃れたい被疑者は、この真偽にかかわらず、捜査官の求めに沿った供述をする危険があり、郵便不正事件やプレサンス事件等に見られたように、虚偽供述がされる可能性があることは、合理的に考えて否定すること

はできない。その事実が存在する可能性を否定することができない中で、裁判官は、検察官の主張する「罪証隠滅のおそれ」について愚直に判断するだけで良いのだろうか。

(2) 検察官が反対すると裁判官が保釈することが少ない理由について

公訴事実を争う被告人の保釈に反対する意見を検察官が述べても、裁判官が、検察官の意見に引きずられずに、独自の判断で、釈放すべき被告人を保釈していれば「人質司法」というシステムは機能しなくなり、それに対する批判もなくなるはずである。

しかし、我が国の保釈実務においては、検察官が反対意見を述べた場合、裁判官が保釈を許可する可能性はかなり低い。

この理由に関し、故木谷明元裁判官は、次のような説明をしている。⁽²¹⁾

すなわち「検察官は、捜査を主宰し証拠の内容を知悉している。その検察官の反対を押し切って保釈したり接見禁止を解除したりした結果事件が崩れたら、裁判官が責任を負わなければならない。これに対し、検察官の意見に従って身柄拘束を続けている限り、社会の批判は裁判官に向かわない。」「公判段階では、当事者対立構造の下、公開の法廷で証拠調べが遂行される。それによって、裁判所も証拠上の問題点などを徐々に理解し、最終判断の時点においては、検察官の主張の弱点なども知ることができる。これに対し、捜査段階の裁判官は、検察官と比べ情報量が圧倒的に少ない。勾留や保釈の段階で、検察官に一件資料を提出させて検討はするが、しょせんは短時間の検討であって、事案の本質を見抜けるとは思われない。そうなると、裁判官は自信が持てないから、事案を最もよく知っていると思われる検察官の意見に頼ることになる。検察官が『罪証隠滅の恐れあり』と主張している事案について、事情をよく理解できていない裁判官が、『いや、そ

の恐れはない』と判断するには勇気が要るし、そこで無理をすると、折角の決定が上級審で取り消される。そういう結果を恐れる裁判官は、ますます臆病になる。」という。

これは、裁判官、特に、保釈請求事件を担当することの多い若手裁判官の意識ないし心理の核心を突いた見解ではないだろうか。

私見を若干補足すると、まず、保釈の裁判は、被告人が釈放された場合に罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがあるか、その程度はどうか、という被告人の将来における行動やその影響を予測して行う判断なので、その性質上、誰であっても自信を持って確実なことはいえない。法廷で適式に取り調べた証拠に基づいて、検察官の主張する犯罪事実のあったことが、確実に認定できるかどうかを判断して判決する、という裁判の基本形式とは、本質的に異なるものである。しかも、被告人の身柄の取扱いに裁判官によって大きなバラツキを生ずることは、裁判所として、望ましいことではないと考えるのが普通だろう。そのような中であって、担当裁判官とりわけ保釈事件を担当する機会の多い若手裁判官においては、保釈事件に関する判断の指針を得たいと考えるのが通常であろう。そこで、裁判官は、条解その他の参考文献等で解釈論や実務の運用について調べるほか、裁判所における過去の準抗告審の決定書を参照することが少なくないと思われる。庁によっては、決定書の綴りだけでなく、当該庁における準抗告審決定のデジタルデータが保存され、裁判官が閲覧可能になっている場合もある。そのような綴りやデータを一覧すると、保釈許可に対する検察官の準抗告が認められて原決定が取り消された決定は、量的に多くはないかもしれないが、裁判官に強い印象を与える可能性がある。反対に保釈を却下した裁判に対する弁護人からの準抗告申立てが棄却された決定は多数に及ぶものと思われる。それらを参照した

(21) 木谷明「人質司法について」法学セミナー713号37頁。

裁判官は、全般的な傾向として、検察官の反対意見をいれて保釈請求を却下した決定が準抗告審で維持され、検察官の反対意見にかかわらず行った保釈許可の決定が準抗告審で取り消されていると感じ取るかもしれない。

(3) 裁判官が保釈の裁判を行う際の資料について

もっとも、保釈事件を担当する裁判官が、単に、過去の準抗告審決定の傾向などに基づいて、事案の内容に踏み込まずに判断をしているということはないであろう。

そうではなく、裁判官は、保釈請求に対する検察官の反対意見、例えば、「〇〇〇〇に照らせば、釈放された被告人が罪証隠滅行為に及ぶ（あるいは、逃亡する）おそのれ⁽²²⁾の程度は高く、他方で、身柄の拘束を続けることによる被告人の不利益は勾留に伴う通常の範囲内であって特に深刻なものとはいえず、現時点で保釈を適当とすべき事情はない（あるいは、前回の保釈却下決定を覆すべき特段の事情変更はない）」等とする意見について、意見書に付される疎明資料と併せ、これを排斥できるだけの理由は見当たらないと判断することが多いのではなかろうか。その際の心理については、前述の木谷氏の小論の示すところである。

検察官の反対意見を聞いた後、裁判官は、さらに、これに対する弁護人の反論を聴き、疎明資料に対する反証の機会を設けているだろうか。特別の場合を除き、迅速に行われる保釈事件の処理においては、通常、そのような手続は取られないであろう。

そうだとすると、被告人の身柄に関する重大な判断を行うに当たり、裁判官は、反論や反対尋問の機会が与えられていない検察官の主張及び疎明資料に依拠して、要件を判断していることになり、そこには、一定の危険性があると思われる。すなわち、検察官は、自己の主張を裏付けるために理由を構成し、疎明資料で裏付けようとするだろうが、その理由の構成が実態を適切に反映したものなのか、疎明資料に記載された内容は、その情報源である参考人や医師等の説明内容を忠実に示しているのか、裁判官は、反対当事者によるチェックが及んでいない情報に基づく判断をするのであるから、その危険性を踏まえ、慎重に検討することが必要と思われる。⁽²³⁾

(4) 事件の全体像を見る必要性について

さらに、保釈に関する裁判官の判断について気になる点として、保釈の許否の判断において事件の全体像が的確に考慮されているか、ということもある。

前記2(3)で紹介した傷害・暴行事件や大川原化工機事件は、仮に被告人が有罪となり、懲役刑が科されたとしても、刑の執行は猶予される可能性が高いと予想される事案である。検察官は、そのような事案でも公訴事実⁽²⁴⁾に争いがある限り保釈に反対する意見を述べることが多いが、有罪となっても実刑となる可能性が低い事案（そのような事案は逃亡のおそれも低いと考えられる。）でありがなら、公判前整理手続が行われると、争点と証拠が相当程度に整理されるまでは罪証隠滅のおそれが高いと認められ

(22) 検察官の意見においては、保釈を取り消されるリスクがあるにもかかわらず、釈放された被告人が、保釈条件に違反して関係者に接触して自己の主張に沿った供述を行うように働き掛ける具体的な可能性や、その結果、働き掛けを受けた者が公判廷で異なる証言をして、裁判所の終局的判断を誤らせるおそれがある、などという主張は、通常、含まれていないだろう。それにもかかわらず、裁判官が罪証隠滅のおそれがあると認めることの問題性については、旧稿で論じたところである。

(23) 注(17)参照。なお、大川原化工機事件では、同社が自社の製造する噴霧乾燥機は経産省の規制に当たるものではない旨の表明をホームページで行ったことが、罪証隠滅行為であるかのように検察官に主張されたようである。これは、企業の信用を維持するための正当な活動と思われるが、裁判官は、このような一種の印象操作によって、罪証隠滅のおそれを感じてしまう可能性があるだろう。

また、被告人の健康状態について、拘置所の医師から聴取した内容の電話聞取書等が提出されたが、事後的に弁護人から当該医師に確認したところ、捜査官に話した内容のうち、保釈請求に沿う方向の事実は省かれていたという事例を聞いたことがある。

る、として長期間の身柄拘束を継続することになってしまおうという、前述の構造的な問題を考える必要がある。

被告人の有罪、無罪は、公判審理を経て、判断されるべきことなので、保釈の判断においては、「被告人が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」の有無について裁判官が熱心に審査することはない。もちろん、何らかの理由から、罪を犯した疑いのないことが明らかな事案であれば、保釈請求を却下することはないであろうが、公訴提起された事件で、一件記録から、そのような事案であると認められることはまれであろう。したがって、保釈請求を受けた裁判官としては、「被告人が公訴事実を犯したという疑いがある」ことを前提として、権利保釈すべき場合に当たるか、当たらないとしても裁量保釈すべき場合かと判断することになる。

しかし、その際、被告人が有罪となる可能性の程度について考えることは許されないのだろうか。本件各事件の全体像を冷静に見れば、プレサンス事件のY氏が、同事件で検察官が構成したような業務上横領を行う動機が合理的に考えられるのか、噴霧乾燥機の製造、販売において我が国のリーディングカンパニーである大川原化工機の代表者等が、経済産業省による規制をかいくぐって故意に噴霧乾燥機を輸出する動機が合理的に考えられるのか、⁽²⁴⁾ 疑問が生ずるのではないと思われる。

捜査機関は、犯罪を捜査して立件するという役割を果たし、あるいは、その成果を挙げようとして、犯人ではない者を誤って検挙して訴追し、本来刑事事件でない事象を刑事事件と構成して立件、訴追してしまう場合がある。そのような事案でも、訴追の方向で組織的に活動している警察官や検察官が、問題に気づき、しかも、引き返す勇気を持つことは容

易ではないだろう。他方で、裁判官は、そのような立場にはいない。我が国における刑事事件の実状に照らせば、被告人が最終的に無罪となる確率は高くはないとしても、個々の事件についてみれば、公訴事実を争う被告人が無実である可能性は常に否定できないし、その可能性は低くないと認められる事件もあるのであるから、裁判官の中立的な目で、冷静に事件の全体像をみることによって、無罪となる可能性は低くないと考えられる事案を識別できる場合はあると思われ、保釈の裁判の際に、そのことを事実上の考慮要素に含めることはできるのではないか。

6 自白法則と「人質司法」システム

(1) 自白法則に関する判例

判例によれば、「被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠く」（最判昭和41年7月1日刑集20巻6号537頁）のであり、「もしも偽計によって被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、右の自白はその任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきであり、このような自白を証拠に使用することは、刑訴法319条1項の規定に違反し、ひいては憲法38条2項にも違反する」（最大判昭和45年11月25日刑集24巻12号1670頁）ことになる。

判例は、以上のような自白について、任意性に疑いがあるとして証拠能力を否定する理論的な根拠を説明していないが、学説では、英米法における伝統的な考え方を踏まえ、このような自白は虚偽の可能性があるから証拠能力を否定されるとし、併せて、約束や偽計による取調べが被疑者の供述の自由ない

(24) この動機の点については、前記注(17)の最高検察庁による検証結果の報告書33頁でも指摘されている。

なお、大川原化工機事件は問題とされた噴霧乾燥機の性能が公訴取消しの行われた決定的な理由であるが、保釈担当の裁判官が、保釈請求の手続中に、その核心部分を認識することは容易でなかっただろう。しかし、旧稿で立法論として述べたように、公判前整理手続を担当する裁判官が保釈請求事件を担当すれば、同手続の進行により、事件の核心部分につき疑問を形成することはあり得たのではないと思われる。

し黙秘権を侵害するという点が指摘される。

(2) 自白法則と「人質司法」システム

もし、仮に、起訴後の保釈の許否を決定する権限が検察官にあったとして、検察官が、被疑者に対し、取調べの際に、「起訴はせざるを得ないが、自白すれば起訴後に保釈する」と約束したとすると、判例によれば、そのような約束の後に得られた自白は、任意性に疑いがあるものとして証拠能力が否定されるのではない。あるいは、これに対しては、起訴又は不起訴と、起訴後における保釈の許否とでは利益のレベルが異なるから、証拠能力は左右されないとする見解もあるかもしれない。しかし、身に覚えのないことで勾留された被疑者の立場で考えると、自分の知っている真実に反するのだから、虚偽の自白をして起訴されても、無罪判決が得られるはずだと考える一方で、身柄の拘束が続くことは、現在の継続する精神的な苦痛であり、大きな不利益であるから、起訴後の早い時期に保釈されて苦痛から解放されるのと、終わりの見えない身柄拘束による苦痛が続くと予想するのとでは、極めて大きな違いがあると考えられる。犯罪を行ったことを自覚している被疑者であっても有罪が確定する前に保釈により釈放されることは大変大きな魅力である。

また、保釈の権限が検察官にないことを前提にしても、「起訴後の保釈は裁判官が判断するが、検察官が保釈に反対すれば、裁判官は保釈することができないことになっており、このまま否認又は黙秘を続けるならば、起訴後に保釈に反対する」とする「偽計」を検察官が被疑者に述べたような場合、判例によれば、被疑者は心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれがあるといえるのではない。このような検察官の発言は事実であって「偽計」ではないとする意見もあるかもしれないが、それはともかく、このような検察官の言動は、自白しなければ、検察官の反対によって起訴後も勾留が

ずっと続くという脅しと、自白すれば検察官も保釈に反対せずにすぐに釈放されるという約束が合わさったものであり、「被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれ」があるのではない。前記大法廷判決は、いわゆる切違い尋問の事例であるが、当該事案における偽計による「心理的強制」が「強制による自白」として憲法38条2項により証拠能力を否定されるものに当たっているとしている。

今日、身柄を拘束された被疑者を取り調べる場合、検察庁では、原則として、録音録画がされており、その状況下で、検察官が、以上のようなことを明言することは通常はないだろう。しかし、大坪元大阪地検特捜部長によれば、「それをほのめかすか、暗黙のうちにやるかは人それぞれ」だというのであり、検察官が、「人質司法」の仕組みを暗示するような方法で「自供を迫って」いる可能性は否定できない。録音録画装置を作動させていない雑談の中で暗示することも可能である。とりわけ、特捜部が手掛ける贈収賄事件などの、関係者の供述以外に客観的な証拠を得ることが困難な事案では、その「武器」の重要性は大きいと考えられているのではない。

(3) 「人質司法」に対する考え方

前記のように、大坪元大阪地検特捜部長が、著書で「人質司法」の存在を明言することをばばからないことに照らすと、検察官は、一般的に、被疑者取調べは、事案の真相解明にとって、欠かせない重要な手段であるから、「人質司法」は、取調べを効果的に行うために必要かつ強力な捜査官の武器であって、我が国の法秩序を維持するためには必要なものであり、供述の任意性が否定されない限度で許容される、などと考えているのではないだろうか。

これに対しては、被疑者取調べが事案の真相解明にとって必要だとしても、起訴後における身体拘束

(25) なお、当該判例では、検察官が、自白すれば被告人の妻は起訴しないと示唆するような言動をしたことも指摘されており、約束による自白という色彩もある。

の継続という不利益を利用して供述を迫る「人質司法」のシステムは、前記判例の趣旨に照らしても、典型的に虚偽自白、虚偽供述による冤罪を生み出す可能性のあるものであり、人身の自由、自白法則、さらには刑事における適正手続を基本的人権として保障する憲法を持つ民主主義国においては許容されないと考えるべきではないか。

おわりに

「人質司法」という批判に対する裁判官の考え方は様々であろう。旧稿や本稿に対する意見も同様と考えられる。ただ、それらがどのようなものであるにせよ、本件各事件を通じて、捜査機関が、様々な動機、事情から、企業活動の遂行過程における事件について、誤った嫌疑を抱き、強制捜査に及んだ場合、被疑者とされた企業の幹部は、当然、濡れ衣であると主張して事実を争うが、捜査機関が抱いた嫌疑に基づき勾留され、起訴されると、我が国の裁判官は、保釈請求に反対する検察官の意見を容れ、被告人の企業内における高い地位に照らして罪証隠滅のおそれがあるとして、逃亡のおそれがなくても、多くの場合に数か月から1年近くを要する公判前整理手続で争点と証拠が相当程度に整理されるまでの間、あるいは、その手続が完了してもなお、容易に保釈を認めていないという現実があることを否定することはできない。これは、捜査機関による誤った捜査、後に国家賠償法上も違法とされるような捜査、訴追があったとしても、いったんそれらが行われた場合、国家権力による人身の自由の侵害から被告人を守るという、憲法で期待された裁判官の役割が果たされていないということである。もっといえば、捜査機関による人身の自由の違法な侵害が生じた場合、それに基づく被告人の不利益、苦痛を解消するのではなく、むしろ、これを持続させ、増大させているのは裁判官であるということである。

企業活動の遂行過程における事件で企業幹部の身柄が長期間拘束されることにより企業の経済的な損

害が甚大なものとなり得ることは、既に述べたところであるが、身柄を拘束された人そのものの苦痛についても、以下のようなことが指摘できる。

人身の自由が奪われることの苦痛に関し、前述の大坪元大阪地検特捜部長は、次のように述べている。

「私は拘束される立場に置かれることによってはじめて拘束されるということの厳しさと辛さをこの身をもって思い知った。そして私がかつてここに送りこんだ多くの人達も私と同様の苦しみの中にあつたことを思った。人間としての尊厳である自由を奪われることの苦しみ。あくまで平等に規律に従って機械的に職務を執行する刑務官の絶対的指示によって日々の行動が律せられ、わずか3畳の独房から自らの意思によっては1センチも外に出ることができないというこの動かし難い絶望的な事実の前に、私はただただ無力である。誰の力にすがってもこの現実から逃れようがなく、それを受け入れるしか救われる方途のない重苦しい世界であった。私は独房にあって自らの意思で扉から寸分先へも進めない所へ閉じこめられている現実を思った時、その場にじっとしていられない凄まじい恐怖がこみ上げてきて気が狂いそうになり、それを必死で抑えた。その時の恐怖感は、今でも心の中にひきずっている。」（前掲書82頁）

「検察官であれ、裁判官であれ、あるいは弁護士であれ、生身の人間が絶対的に拘束され、寸分といえども自らの意思で動けないという自由の絶対的剥奪の世界に関わっているのである。司法に携わる職業人である彼らがどれだけの洞察力をもって拘束される者の苦しみの現実を踏まえ、司法という世界にかかわっているかを問うた時、はたして何人の者が正面からそれに答えうるであろうか。」（同83頁）

有罪判決の宣告により、目の前の被告人に対し、数か月から数年間の拘禁刑を科すことは、裁判官の

日常的な仕事であり、無期の拘禁刑を科すこともある。このようなことの繰り返しによって、身柄を拘束される人の苦痛に対する裁判官の感覚や想像力は、一般国民に比べても希薄になっていないだろうか。実刑に処せられる被告人の苦痛に心から共感し、それを日々痛切に感じているのでは、大きな精神的負担になり、裁判官の仕事の続けることも困難になるから、一般国民に比べて感覚が鈍くなることは、刑事事件を担当する裁判官という職業に伴うものとして、やむを得ない面はあるだろう。しかし、人身の自由が奪われることは人間にとって痛烈な苦しみであるからこそ、犯罪に対する主要な刑罰として拘禁刑が存在するのであろう。有罪判決を受けていない人にそのような苦痛を与えるのが被告人の勾留である。⁽²⁶⁾特に、身に覚えのない犯罪の疑いを受けて人身の自由を奪われた人にとって、勾留は特に耐え難い屈辱であり、「罪証隠滅のおそれ」として検察官が主張する事柄は、全てが不当な言い掛かりと思われるだろう。また、裁判官は、仮に有罪判決となっても刑の執行が猶予される可能性の高い人について、判決前に長期間にわたり身柄を拘束し、拘禁刑に匹敵する苦痛を味わわせ、不利益を負わせることの不条理に思いを致す必要があるだろう。

我が国では、検察官による起訴が慎重に行われ、被告人が有罪判決を受ける確率が高いことから、裁判官は、自分の関わる被告人が、間違っただけで起訴され、人身の自由を奪われている可能性を深刻に考える姿勢が弱すぎないだろうか。罪を犯したと疑うに足る相当な理由があることが、被告人の身柄拘束が正当化される前提ではあるが、それはあくまでも疑いであって、事実を否認する被告人の中には、確率が高いとはいえなくても、無実の人が必ず混じっている。繰り返しになるが、保釈請求がされた個々の否認事件について、その全体像をみれば、無

罪になるかもしれないと思われる事案もあるだろう。そこまではいかないとしても、被告人が有罪かどうか、人身の自由を奪う刑罰に処するのが相当な犯罪かどうかは、裁判所が公開の法廷で審理を尽くした上で判断すべきことであり、それまでの間において、被告人の「人間としての尊厳である自由」を奪うことは、そうしなければ裁判が適正に行えないことが、合理的かつ具体的な根拠に基づき認められる場合にのみ正当化されるはずである。

本件各事件は、保釈請求事件に関わる全ての裁判官が、以上指摘してきた諸問題について、熟考することを求めているのではないか。

「被告人が罪証を隠滅するおそれの程度は高い」として保釈に反対する意見を検察官が述べたとしても、裁判官は、保釈された場合に被告人が罪証を隠滅する行為に出て、裁判所の判断が誤ったものとなる可能性と、身体の拘束の継続により被告人が受ける不利益の程度とを具体的に比較考慮し、身体の自由を制約することの正当性の有無を判断すべきであり、「罪証隠滅のおそれがある」という文言を、検察官の主張に反する判断をする勇気がないことの隠れ蓑^{みの}にしてはならない。

(26) 江口大和「取調室のハシビロコウ」は、弁護士である著者が「逮捕から保釈までの間に、被疑者の心がどのように揺れ、変化してゆくのかを、獄中でつけたメモをもとに詳細に描いた」(同書(はじめに)より)記録として貴重である。同書中には「人質司法とは何か」と題する補論が付されている。